

令和 7 年度 第 2 回静岡県環境審議会温泉部会

- 1 開催日時 令和 7 年 10 月 20 日（月） 午後 1 時 25 分から 2 時まで
- 2 開催場所 県庁本館 4 階議会第 1 委員会室（静岡市葵区追手町 9－6）

3 出席者

(1) 委 員 8 人

伊丹委員（部会長）、木村委員、佐々木委員、杉山委員、
手塚委員、原委員、正木委員、益子委員

(2) 事務局 8 人

米倉生活衛生局長、阿部衛生課長、丸尾衛生課技監
佐野衛生課長代理兼生活衛生班長、加藤主査、
富士保健所担当者、浜松市保健所担当者

4 審議結果

温泉の掘削許可申請（第 1 号議案）及び動力装置許可申請（第 2 号議案）について、異議なく承認された。

5 会議録

【事務局（課長代理）】定刻より少し早いですが、委員の皆様がおそろいですので、ただいまから、令和7年度第2回静岡県環境審議会温泉部会を開会いたします。

はじめに、本日の会議の出席状況について御報告いたします。本日は委員10名のうち、8名の委員の皆様にご出席をいただいております。審議会条例第6条第2項の規定により、本温泉部会が成立しておりますことを御報告いたします。

これから審議をお願いいたしますが、その前に事務局から、静岡県では毎年実施しております温泉実態調査により、温泉の実態と経年変化の状況を把握しておりますが、その結果を取りまとめたので、御報告いたします。

【事務局（主査）】はい。事務局から地域ごとの温泉の状況を御説明いたします。お手元の次第の27ページに、資料7-1と明記されたグラフが書いてあります資料がございますので、そちらを御覧ください。

こちらの資料につきましては、県が毎年2月1日を基準日として行っている温泉実態調査の平成10年から令和7年2月までのデータを取りまとめたものでございます。

まず、上のグラフです。伊豆半島の地域、温泉保護地域や準保護地域が主となる地域ですが、総湯量につきましては、平成10年から減少傾向にあり、平成22年から一時的に増加しましたが、24年以降、再び減少傾向にあります。平均湯量につきましては、年により多少の変動はございますが、概ね1分当たり103Lから109Lの間で推移をしております。このことから、総湯量の減少は、利用源泉が減少していることが原因と考えられます。平均温度につきましては、58度程度で安定して推移しております。

続きまして、伊豆半島以外の一般地域と呼ばれる地域についてですが、源泉数が少ないために数値の変動が非常に大きくなっております。平成20年までは源泉数の増加により総湯量が増加傾向にありましたが、令和に入った辺り

から減少傾向に転じておりました。これは調査件数の減少と、揚湯量の多い源泉の揚湯量減少によるもので、この揚湯量の多い源泉につきましては、令和6年に動力を交換したため、令和6年の揚湯量は増加しております。ただ、この調査段階で揚湯量が許可量を大幅に超えておりました、追って、インバーター制御により揚湯量を許可揚湯量の範囲内に制限しております。そのため、令和7年は令和6年と比べて、総揚湯量が減少している状況になります。平均温度につきましては、29度程度で推移しております。

続きまして、28ページから、資料7-2と7-3ですが、伊豆半島地域それぞれの市町及び各温泉地の状況についてお示ししてございます。

まず、東伊豆町、河津町、下田市の1市2町の動きですが、概ね安定して推移しております。

次に、南伊豆町、松崎町、西伊豆町ですが、こちらにつきましては、それぞれ自噴する井戸の占める割合が多い地域のため、毎年のばらつきが大きくなっておりますが、概ね安定して推移しております。

続きまして、熱海市、伊東市です。こちらは、いずれも安定して推移しております。

隣のページ、資料7-3、29ページにございます、長岡、古奈の各温泉地につきましては、地理的に近くに位置しておりました、似た推移をしております。平均揚湯量に変動はございますが、安定して推移しております。

次に、韮山、修善寺、湯ヶ島です。韮山は多少変動がございますが、概ね安定して推移しております。修善寺は、平均揚湯量に増加傾向が見られます。湯ヶ島は自噴の割合が高いため、平均揚湯量に増加、減少の波がございますが、概ね安定して推移しております。

最後に、伊豆半島以外の温泉地の状況です。

静岡市の梅ヶ島は、自噴する井戸のために年ごとにばらつきが大きくなっておりますが、平均温度は安定しております。

寸又峽につきましても、自噴する井戸のため、揚湯量に変動はございますが、増加傾向が続いております。平均温度は安定して推移しております。

最後に、浜松の舘山寺につきましては、対象源泉数が少なく、対象源泉数の減少に伴う総揚湯量の変動がございます。令和4年からは対象源泉が1つとなっておりまして、この1つの源泉について分析しますと、平成21年から、揚湯量、温度ともに安定した範囲で変動しております。なお、令和6年は調査が実施ができなかったために、抜けているものになります。

以上、簡単ではございますが、地域ごとの温泉の状況につきまして、グラフを元に説明をさせていただきました。

県内全体で近年は揚湯量、温度ともに安定した推移を示しておりまして、今後も温泉資源の保護という観点から、温泉実態調査を通じ、測定を継続してまいります。以上です。

【事務局（課長代理）】説明は以上です。

以降の議事進行につきましては、議長にお願いいたします。なお、静岡県環境審議会温泉部会運営規定第4条にございますとおり、温泉法第32条の規定に基づき、静岡県知事から静岡県環境審議会会長へ諮問された事項について審議を行います本会議は、非公開となります。

運営規定第6条に基づき、作成した議事録につきましては、揚湯量、温度等を除き、公開いたしますので、御承知おきください。それでは、伊丹議長、よろしくをお願いいたします。

【伊丹部会長】はい。委員の皆様におかれましては、本当にお忙しい中、御参加いただきまして、ありがとうございます。

それでは、これより審議に入ります。

本日の審議案件は、知事から意見を求められております、第1号議案の温泉法に基づく土地の掘削許可申請が1件、第2号議案の動力装置許可申請が1件の合計2件でございます。審議は、お手元の議案書の順に進めてまいります。

それではまず、第1号議案の土地の掘削許可申請について、事務局から説明願います。

【事務局（課長）】はい、事務局の阿部でございます。よろしくお願いいたします。それでは、着座にて失礼いたします。

第1号議案の土地の掘削について御説明いたします。

議案書の5ページを御覧ください。申請者は、富士市伝法の特定非営利活動法人メディスンヒル広見の郷でございます。

場所は富士市大淵で、一般地域でございます。具体的には、議案書の7ページにお示ししてございますように新東名高速道路、新富士インターチェンジから北東へ約4.5kmのところでございます。

当該申請は、令和元年12月4日、それから令和4年7月26日の2回、掘削の許可を得ておりますが、いずれも温泉掘削以外の諸手続きなどに時間がかかり、温泉法第5条による許可の有効期限が経過し、掘削許可が失効したため、再度3回目の許可申請をするものでございます。申請内容は、前回の申請時から変更はございません。

掘削地は借地でございます。土地所有者からは、使用の承諾書を取得しております。

関係法令の制限につきましては、富士市から都市計画法に関して、市街化調整区域内のため、開発行為及び建築物の建設に許可が必要であること、森林法に関して、伐採等を含む開発行為は許可又は協議が必要であることを確認しております。また、都市計画法の開発行為に該当しない場合で、宅地造成法及び特定盛土等規制法施行令第3条に規定する土地の形質変更を行う場合も許可が必要になることを富士土木事務所に確認しております。なお、森林法につきましては、令和3年7月21日付けで手続きが完了していることを確認しております。

申請の目的ですが、新規の掘削を行い、申請者が計画している温泉利用型健

康増進施設へ供給するものでございます。

掘削の内容です。議案書の9ページを御覧ください。掘削深度は1,500m、最終口径は100Aとなります。

議案書の5ページにお戻りください。

掘削地付近の状況でございますが、付近の状況欄に記載のとおり、200m以内に源泉はございません。

富士市からの意見につきましては、市土地利用事業の適正化に関する指導として、土地利用事業は事前に市の承認等が必要であること、市の水道事業の水源地モニタリングのため、掘削予定表の提供依頼等があり、保健所からも事業者に対し、関係法令の遵守等について伝えているところでございます。

可燃性天然ガスの安全対策につきましては、施行規則第1条の2各号に掲げる基準に適合することを、事務局にて確認してございます。

事務局といたしましては、議案書3ページの条件を付して、申請どおり許可して支障ないものと考えます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【伊丹部会長】 はい、ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたが、委員の皆様の御意見をお願いしたいと思います。

【益子委員】 よろしいですか。

【伊丹部会長】 はい、益子委員。

【益子委員】 はい、特に異論ございませんが、先ほど3回目の申請というお話でございました。何か許可がいただけてなくて、掘削許可の方が失効したということですが、今回はこれ、大丈夫ですか。

【事務局（課長）】 はい。手続きにつきましては、先程も申し上げましたが、保健所からも事業者に対し、しっかり関係法令の遵守をするようにということで伝えてございまして、今、関係機関、市や土木事務所と協議中でございます。

【益子委員】森林法は令和3年手続き済みとなっていますが、これは、許可の期間はないのですか。もう令和7年とか8年になってきますと、4年、5年経ちます。無期限ということはないと思われます。

【事務局（富士保健所）】森林法に関する手続きとしては、温泉の掘削場所の、もっと利用施設だと広い地域の一部分のところのみの手続きになるため、届出で十分という方針としているそうなので、こちらに関しては永年になります。今後もっと広い範囲で色々開発行為をする場合は、また別の許可を別途手続きするという流れになります。

【益子委員】分かりました。随分昔の話、昔というか、この場所ではないのですが、よくある話で、申請は出しといて、あるいは許可だけもらっておいて、規制の自分のその権限を、確保しておこうという者が昔おりました。そういったことではなく、要するに、結局、許可中は、多分、いわゆる距離制限に引っかかってくるため、許可を何回も何回も更新していると思われるのですが、そのような意図はありませんか。それは、あるとは言っていないと思われますが、その辺りはどうなのでしょう。

【事務局（富士保健所）】この事業者の最終的な目標は、この温浴施設を建てることで、他にも診療所とか福祉施設とかも併設してやることであり、この事業者自体も強く希望しているところではあります。どちらかと言うと、やはり最終目標としては、富士市に思い入れがあるということなので、建設物を建てて富士市の市民の方々に還元していくということと、把握しております。

【益子委員】まあ、そういうことだと思いますが、何かズルズル、ズルズルと3回、4回となっていくのも少しどうかと思います。

あとは、市町村の意見で、この市水道事業の水源地モニタリングのため、掘削予定表の提供依頼ということもあり、この辺もししっかりとやっていただければ良いかと思います。とにかく、許可はまだこれからになりますが、許可をいただいたからには、速やかに対応していただいた方が良いのではないかと思います。

ました。

【伊丹部会長】ありがとうございます。それでは、質問等が続きたいと思いますが、他の委員の皆さん、いかがでしょうか。

よろしいですかね。

それでは、御意見も出尽くしたようでありますので、採決に移りたいと思います。御意見のある場合は、挙手にてお知らせください。よろしいでしょうか。

それでは、第1号議案につきましては、申請のとおり許可することが適当である旨、意見を取りまとめこととしてよろしいでしょうか。

(「異議なし。」の声あり)

【伊丹部会長】意義もございませんので、そのように決定いたします。

続きまして、第2号議案の動力装置許可申請について、事務局から説明願います。

【事務局（課長）】第2号議案につきまして御説明申し上げます。

議案書の13ページをお開きください。申請者は浜松市中央区植松町の、[REDACTED]氏です。申請地は、議案書の14ページから15ページにお示してございますとおり、天竜浜名湖鉄道、都田駅から北へ約910mのところでございます。一般地域になります。

議案書13ページにお戻りください。当該申請は、令和6年7月24日付けで土地の掘削許可を取得し、掘削した温泉井戸へ動力を装置するものでございまして、申請者が隣接地に建設予定の温浴施設及び宿泊施設へ浴用として供給することを目的としたものでございます。

続きまして、申請の内容でございますが、議案書の16ページを御覧ください。15kWの水中ポンプを、[REDACTED]mの深さに設置し、毎分[REDACTED]Lを揚湯するものでございます。

議案書の13ページに戻ります。申請地付近の状況でございますが、付近の状況の欄に記載いたしましたとおり、200m以内に源泉はございません。

事務局といたしましても、申請どおり許可して支障ないものと考えます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【伊丹部会長】ただいま事務局から説明がありましたが、委員の皆様の御意見を
お願いしたいと思います。

【益子委員】いいですか。

【伊丹部会長】はい、益子委員。

【益子委員】はい。一見してものすごく水位が深いのと、それから、ポンプ設置
深度もかなり深いという印象を受けました。特に、水位降下量が 500m ぐら
いと、結構大きいので、汲みすぎにならないよう気を付けなければいけないと
思います。

つきましては、私が何度も申し上げてるところですが、やはり、この温度、
量、水位といったもののモニタリングをしっかりと行っていただき、なるべく
長く使えるような管理体制を敷いてもらえると良いのではないかと思います。
特に、この水位が ■■■ m という話になってきますと、手計りではとても無理な
ため、やはり自動記録式の水位計を入れてもらいたいです。■■■ m 辺りだとか
なり難しいところが出るかもしれませんが、要するに、水位計、スパンの問題
ですから、多分、対応はできると思いますので、そこは是非お願いしたい
です。

揚湯試験の記録も見てますと、結構、落ち着いたように書かれていますが、
これくらいの水位になってきますと、落ち着きは多分そうそう簡単には出てこ
ないと思うので、やはり、継続的な水位低下が発生しないように注意してい
ただきたいということを少し補足として、申請書等に書いていただけるとあり
がたいです。要するに、モニタリングをしっかり行い、水位の低下には気を付
けていただきたいという内容を、少し盛り込んでいただければありがたいと思
います。

【伊丹部会長】今の益子委員の御意見に対して、事務局からはどうですか。

【益子委員】結構、温度が■■■■度で低いので、温度を確保したい、なるべく量を確保したいという意向も、多少は働いていると思います。

ただ、分析表を見ると、1,000mg を超えていますので、25 度以下でもしっかり温泉の要件を満たしていますから、あまり温度にこだわらず、これくらいの温度であれば、基本的には加温になりますので、あまり 25 度以上ということに拘泥しない方が良いのではないかと思います。

大きな問題はありませんが、その点だけ注意してもらいたいと思いました。

【事務局（課長）】指導方法につきましては、持ち帰らせていただきたいと思います。ありがとうございます。

【伊丹部会長】はい、ありがとうございます。

【杉山委員】益子先生がお見えになっているので、少し勉強させてください。

私は、初めてこの段階揚水試験グラフを見ましたが、14 時間汲み上げると 200m ちょっとぐらい上がっていたものが、■■■■m まで下がっているということですが、単純に素人考えで、28 時間あったら、もっと落ちるのか。このグラフは、どのように見たら良いのでしょうか。

【益子委員】段階揚水試験のグラフがありますが、その裏に連続揚水試験のグラフがあります。これは同じで、連続揚水試験、■■■■L/分のポンプ量です。その前の段階揚水試験で■■■■L/分っていうのが真ん中辺にあります。この2つの水位を見比べてみますと、50m くらい違うのですが、だいたいこのようなものです。

段階揚水試験は、すごく短いですから、完全に落ち着いた水位というのはなかなか得られません。かと言って、落ち着くまでやれと言うと、それこそ1年、2年掛かるようになってくるので、それも現実的ではありませんので、しょうがないかと思います。ただ、やはり、段階揚水試験でどうこうというのは、非常に問題があります。これは、あくまでこう適正と言うか、この井戸としてはこれくらいが良いかという程度で見ていただいて計画をし、最終的には先程申

上げました水位等をしっかり見極めて量を調整して欲しいというのが私の考え方です。

【杉山委員】分かりました。ありがとうございます。

【益子委員】あくまでこれは、1つの目安を出したと。これで全然問題ない適正な揚湯量だと考えるのは、少し尚早かと思います。

【杉山委員】はい、分かりました。ありがとうございます。

【益子委員】連続揚湯試験と全然違うでしょ。

【杉山委員】そうですね。

【伊丹部会長】はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

【木村委員】はい、それでは、1点お伺いしたいのですが、温泉分析表を見させていただきますと、3の(4)のところに、「ガス発生あり」とありますが、このガスの中身、ガス組成は分かりますか。

【事務局】申し訳ありません。ガス組成までは確認しておりません。現場では、ガス検知器でガスが検出できるかを確認をただけですので、メタンガスの濃度が基準値を超えているということしか現状分らないです。

【木村委員】メタンガスの基準値というのは、どれくらいになるのですか。

【事務局】基準値と言いますか、100を超えて、電源を入れるとすぐにアラームが鳴ってしまうような状況でした。

【木村委員】実は、メタン濃度は結構重要で、やはり温泉の安全管理を考えると、メタンの爆発限界というのがあります。ある程度の濃度がきますと、爆発限界に入って非常に危険です。メタンは大体、空気の中に10%から15%入ると、もう爆発限界で、そこに何か着火すると爆発します。燃焼ではなくて、爆発になります。非常に低濃度でも危険なガスなので、できればガス組成を測った方が良いと思います。この、ガスの内容は、いつも思ってます。

多分、メタンガス以外に、この辺のガスの調査をしていると、窒素ガスが入っていたりします。この都田ですが、もう少し浜松の北の方に行くと、「あら

たま」がありまして、私は、その温泉を調査したことがありますが、あそこで大体メタンが 50%くらいで、窒素が 50%くらいです。

場所によってやはり数値は違ってきますので、本当はガス組成をデータでしっかり出しておいて、温泉の安全利用の 1 つの参考にした方が良いと思います。

【益子委員】ガス量も申し上げてよろしいですか。

【木村委員】そうですね、ガス量も。

【益子委員】ガス量も取らないと。ただ、温泉法ではガスの成分、濃度だけしか記載しておりませんので、ガス量も必要です。

【木村委員】ガス水比ですね。

【益子委員】ガス水比をやるところもありますので、是非、やってください。

先生の方がもっと詳しいと思いますが、ガス水比がすごく高いところだと、そのガスを逆に何かに利用しようとするところも、もちろん出て来ます。

【木村委員】それは、もちろんありますね。

【杉山委員】以前、川根がそうでした。

【木村委員】川根温泉も、今、ガス利用をされていて、発電しています。焼津もやっています。焼津になると、今、都市ガスを作っています。

【益子委員】本当は、メタンガスは、そのように利用してくれた方が良いでしょう。温暖化ガスであるので、本当は、放散するよりも利用してもらった方が良いでしょう。ですが、色々な法律がまた絡んで来るので、難しいです。

【木村委員】もちろん伊豆半島は、ほとんどガスが発生してないので関係ありませんが、静岡県中西部になると堆積層になってきて、1,000m、1,500m掘るとメタンがかなり出てくる場所なので、少しその辺を注意していただきたいです。

【益子委員】その点を申し上げると、今の水中ポンプの設置深度なんですけど、ガス対策の可能性もなくはないと思われます。ようするに、ガスが発泡しそうなところに、浅いところに入れてしまうと空転してしまうので、少し深くするケ

ースはあるかと思います。だから、■■■■mというのは、安全を見極めたものであるのであれば、私が先程申し上げたことになる心配はないかと思いますが、少しそこは、私も気になっております。

【木村委員】あともう1点質問がありますが、こちらの申請者の方は、個人名ですが、申請書では、計画して温泉利用型健康増進施設へ供給するとありますが、施設そのものの計画はどうですか。進んでおりますか。地図を見ると、周りに何も無いところですが、そこにポンプ入れるというのもどうなのか、整合性があるのかと、そこが少し心配になります。

【伊丹部会長】事務局お願いします。

【事務局（浜松市保健所）】確かにおっしゃるとおり、この場所は山の中腹になっているので、現状何も無いところで、ただトレーラーハウスの形で数人くらい泊まれる小さな宿泊施設のようなものは、旅館業法で許可を出しているものはあります。ここは■■■■さん個人の土地になりますので、今後、温泉が掘れば、どんどん大きく施設をしていくという段階になります。

【木村委員】温泉は、もうあるのですか。

【事務局（浜松市保健所）】はい。

【木村委員】掘ってあるので、井戸にポンプを入れる段階で、温泉はあるから、トレーラーハウスのところで何かお風呂を作るといふ、そのような計画でしょうか。

【事務局（浜松市保健所）】いえ、トレーラーハウスは走りで、温泉のポンプを設置して完全に使える状態になったら、更に公衆浴場的なものを作るといふことです。

【木村委員】計画は、しっかり進んでいるわけですね。分かりました。ありがとうございます。

【伊丹部会長】はい、では益子委員。

【益子委員】はい。少し木村先生の話は、個人名ということで、源泉の管理にも

お金が掛かるということで、ようするに放棄してしまうことがあった時に、これは、ガスが発生する井戸ですから、埋没、埋孔に、かなり手が掛かるというところもしっかりと考えていただかないといけないかと思われま。これは少しうまく使えないというようなことを前提にした話になるので、少し許可云々のところでは申し上げにくいところではありますが、そういったことも、口頭か何かでお話しておいた方が良いでしょう。こういう井戸は、埋孔のしっかりとした指針があるので、それに則ってやる必要がありますという念押しです。できれば、駄目になるような話は、私はもちろんしませんが、そういったことの念押しをしておいてもらった方が良いでしょう。

【木村委員】今の益子先生の話と関係するのですが、ガスが出てくる温泉は、必ずガス分離層を付けます。必ずそこでガスを分離して、水だけを温泉施設、浴槽に送るので、そこをしっかりと行政指導というか、お願いしたいと思いま。

【事務局（課長）】はい、ありがとうございます。

【伊丹部会長】他の委員の皆様、よろしいでしょうか。

今、木村副分会長と益子委員から、すごくありがたい御意見をいただいたと思いま。是非、反映できることは、御意見を生かさせていただきたいと思いま。

【事務局（課長）】はい、ありがとうございます。

【伊丹部会長】それでは、御意見も出尽くしたようでありま。採決に移ります。御異議のある場合は、挙手にてお知らせください。

第2号議案につきましては、申請どおり許可することが適当である旨、意見を取りまとめることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし。」の声あり）

【伊丹部会長】異議もございま。そのように決定いたしま。

それでは、以上をもちまして、諮問事項の審議はすべて終了しま。御協力ありがとうございました。

県におかれましては、本日、各委員から出された御意見を、今後の温泉行政に反映していただきますようお願いいたします。

以降の進行につきましては、事務局にお返しします。

【事務局（課長代理）】ありがとうございました。

それでは最後に、生活衛生局長の米倉から御挨拶を申し上げます。

【事務局（局長）】＜挨拶＞

【事務局（課長代理）】以上をもちまして、令和7年度第2回静岡県環境審議会温泉部会を閉会いたします。本日は、ありがとうございました。